

令和7年第3回笠松町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	6 番	間 宮 寿 和
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	4 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	堀 仁 志
企画環境経済部長 兼企画DX課長	山 内 明
住民福祉部長	伊 藤 博 臣

建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教育文化部長 兼教育文化課長	天 野 富 三
会計管理者 兼会計課長	田 島 直 樹
総務課長	花 村 定 行
環境経済課長	西 川 雪 秀
建設課長	永 見 幸 広
企画DX課主幹	知 識 正 章
教育文化課主幹	朝 日 英 司

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	佐々木 正道
書 記	白 田 初 穂

1. 議事日程（第3号）

令和7年9月16日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 第46号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第3 第47号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第4 第48号議案 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第5 第49号議案 笠松町工場立地法に基づく準則を定める条例について
- 日程第6 第50号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 第51号議案 笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 第52号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第53号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第54号議案 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 第55号議案 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第12 第56号議案 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少

及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

- 日程第13 第57号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結について
- 日程第14 第58号議案 町道の路線認定について
- 日程第15 第60号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 第61号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 第62号議案 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 第63号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 第64号議案 令和6年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 第65号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 第66号議案 令和6年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 第67号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 第68号議案 令和6年度笠松町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第24 第69号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計決算認定について
- 日程第25 第70号議案 笠松町議会議員政治倫理条例について
- 日程第26 第71号議案 笠松町議会議員政治倫理条例施行規則について
- 日程第27 第72号議案 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

1番 伊神和弘議員。

○1番（伊神和弘君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、老朽化が進んでいる公共施設に対する今後の対応について質問をします。

2021年からスタートした笠松町第6次総合計画では、当町のまちづくりの課題として、町政運営分野の中で公共施設について適切な維持管理に努め、計画的な改修、修繕を進めてきたが、施設の老朽化による建て替えや人口減少を見据えた施設の統廃合の検討が必要となっているとし、その課題解決の方向とし、公共施設総合管理計画に基づき、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進める必要があると示しています。

さて、現存する公共施設で昭和30年代に建てられたものは学校校舎です。当時、税収や笠松競馬の収益配分金などから財政的に余裕があった笠松町は、岐阜県内でかなり早い時期に木造から鉄筋コンクリート造りに移行しました。その手始めに建て替えられたのが笠松小学校校舎です。笠松小学校校舎は昭和35年に北舎が完成し、その後中舎、南舎の順に建設が進められ今日に至っており、65年が経過しています。鉄筋コンクリート造りの建物の耐用年数はおおむね50年と言われており、耐用年数を15年超過しています。長寿命化により80年で建て替えるという計画になっておりますが、それにしてもあと15年と迫っています。

本年6月の定例議会で、笠松小学校南舎の雨漏り修繕の工事費として約9,300万円の補正予算が議決しました。しかしながら、この雨漏りは以前から指摘されており、修繕工事を幾度となく施工してきましたが、今回は大規模修繕とはいえ10年近くの保証しかないという説明でした。また、中舎や北舎のほうが古く、今後大規模な修繕を必要とする事案が発生することはもう目に見えています。

そこで、町長にお尋ねします。

笠松小校区は人口減少も進んでいますが、少子高齢化の進行が著しく、笠松小学校の児童数は減少傾向にあり、今の校舎全てを使い切ることはなく、校舎の縮小も検討課題であると思えます。こうしたことから、一番古く、あまり活用されていない北舎を取り壊し、そこに新たな

校舎を鉄筋コンクリート造りではなく、経費があまりかからないプレハブ造りの校舎建築を提案いたします。

プレハブ造りと聞くと工事現場の仮設建物のようなことを想像しますが、最近の工法は進化し、校舎として十分活用できるものが出てきています。今後の人口動態等も加味して、耐用年数50年から80年よりも20年から30年とし、拡張や統廃合、複合施設建設への対応がしやすい利点も考えられますが、この点について町長のお考えをお示しください。あわせて、他の公共施設の老朽化への対応について、町長の展望をお聞かせください。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 改めて、おはようございます。

伊神議員さんの御質問、公共施設の老朽化対応についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、公共施設の老朽化は、特に建設が最も古い昭和35年、1960年に建設の笠松小学校北舎は建設から65年以上が経過し、老朽化が特に進行していることから、現在放課後児童クラブと通級指導教室で北舎1階を使用しているものの、2階と3階は空き教室になっております。

議員提案のプレハブ造りの校舎建築についてであります。プレハブ工法には建設期間の短縮、品質管理の安定、コスト削減が図れる一方、懸念点もあります。断熱性や遮音性が劣ることによる学習環境への影響、長期的な維持費、改修費、耐震、耐火性能の確保といった技術的要件なども慎重に検討する必要があると考えます。

議員の提案のとおり、従来の学校施設は一度建てると数十年にわたって同じ構造で使い続けることを前提として設計されてきました。しかし、将来の教育のニーズを正確に予測することは困難です。そのため、将来の変更を考慮し、可変性や柔軟性を備えた短期的な利用を前提とする施設のほうが時代の変化に迅速に対応できるとも考えております。その一つの有効な手段として、プレハブ工法があると認識しています。

今後は人口動向や教育環境の変化を見据えつつ、先進事例などの視察も含め情報収集しながら、活用の可能性について調査・研究を進めてまいります。

また、他の公共施設の老朽化対応につきましても、厳しい財政状況下における喫緊の課題と認識しているところであります。特に町民体育館については、ガラス窓などの開閉不具合や大雨直後の雨漏りがひどく、場合によっては使用中止にさせていただく事態が発生している状況であり、建物の主要部分への影響が懸念されているため、専門家の知見を得るため町民体育館建築物点検業務委託料を本議会の補正予算に上げさせていただきました。今後は、この調査結果を基に、スポーツ協会などと相談しながら、町民体育館の今後の在り方を検討していきたいと

考えています。

また、その他の公共施設についても優先順位をつけ、計画的かつ効率的な対応を進めることで、財政負担の軽減と住民サービスの維持・向上を目指していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） 丁寧な御回答をいただきありがとうございます。

今回この質問をいたしましたのは、今後立て続けに起こると予想される公共施設の老朽化が予想されますが、このままでいくとなかなか、あと20年とかそれぐらいのところなんです、これから計画を立てて何かやっ払いこうとするともう間に合わないというような状況だとか、それから待っている間に、今の質問の中にも申し上げましたが、いろいろ修繕とか大規模な修繕とかを行っていく間にいろいろ経費がかかって、その間に多大な維持費といいますか、経費がかかってしまうようなことがあるんじゃないかということを思い、強い危機感を抱いておられるわけですが、まず笠松町としては、一番古いと言われる学校施設、特に笠松小学校ですが、そこを岐阜県内で先進的に鉄筋校舎に造り替えてきたものですから、それを踏まえながら、先進的にその特に北舎を取り壊して、そこに新しく今簡単に安価でできる校舎をまず建てておいて、それを基盤にしながらさらに15年後とか20年後への展望を立てていくということ、今回の提案をさせていただきましたが、そういう提案については町長さんはどのように捉えておられるでしょう。そういう提案についてどういうふうにおられるのでしょうか。ちょっと町長さんの個人的なあれで構いませんので、お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 老朽化する公共施設、これは公共施設に限らず、上下水道あるいは道路、橋脚、今日本中ありとあらゆるもの、こうしたインフラを含めて再整備、建て替えも含めて非常に大きな課題になっていると思います。とりわけ当町でも、議員が今御指摘になられたように小学校、そして今回補正予算に上程させていただきました町民体育館、これらはもう避けて通れない問題であります。

一方で、財政的な課題、もちろん当然こういったものに対しては非常に経費がかかりますし、あと建てるだけではなくて今後の維持管理するランニングコストもやっぱり含めていかなきゃいけない。また、人口動態も見て、学校は、特に少子化になった場合、スペックが大き過ぎると結局空き教室ができるとか、あと使っていない教室ができてしまってそこで無駄な維持管理費が出てしまうということも十分考えられますので、トータル的にそこはやっぱり考えると同時に長期の財政計画もしっかりと踏まえた上で、はい、もう大変だからすぐ造りますよと、でもその後の世代にツケを回すようなことも、これは避けなければいけない。非常にこの balan

ス感覚が難しい中でもやらなきゃいけないということで、ただ、これ逆に言うなら、我々行政あるいは町職員にとっては非常にやりがいのある仕事ではないかと思います。もちろん議員の皆さんも目の前の課題を解決すること、これはとても重要で、地域の方の声を拾っていただくことも大事なんですが、10年後、20年後を見据えた大所高所に立った、これは私も議員をやっていましたが、ちょっとおこがましいですが、これが議員、政治家としてのあるべき姿ではないかと思います。

この公共施設の問題を通じて、いま一度行政も議会も一緒になって、もっと長い目で、そして本当にこの笠松にとってどういうのがいいのかという皆さんと一緒に考えて議論しながら、できることなら笠松モデルのようなものをつくって、それを国や県にまた持って行って、あるいは民間企業の協力を仰ぐとかいろんな方法があると思います。なので、これをいま一度、意識改革ということでもいい材料にしていけたらいいなあというふうに思っているところであります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1 番（伊神和弘君） 町長さんからそういう御回答をいただきました。

何か自分も議員になって、そういうところを見据えながら意見を述べていかなきゃいけないなというふうに思わせていただきましたが、ちょっと学校のことで校舎のことにちょっとこだわっちゃいますけれども、私が提案したプレハブ工法というところなんですが、ネット等でちょっと調べてみましたら、そういう工法で割ともう校舎も仮校舎ではなくて本校舎のような形で建ててみえる自治体もあるように思われました。

これはあくまでも最近出てきたお話だとは思いますが、ほかに何か費用があまりかからずに、今後そういう長いスパンで考えるんじゃなくて短いスパンで割とうまく転用したりとか、何かそうしていけるようなそういう校舎建築だけじゃなくて、こういう公共施設建築の何か例といいますか、そういうものって何かあるんでしょうか。もしそういうことをもう調査・研究されていて何か御存じであれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

現在、プレハブ工法というのは一般的に知られている工法だと思います。ということは、今現在こちらでそれ以外の工法があるのかというと、ちょっと把握はしておりません。ですから、今後プレハブ工法等の調査・研究の中で、それに見合った別の工法があるのかというのを調査・研究の中で検討していきたいと思っております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

どんどんそういう技術といいますか、そういうことに変わってくると思われますので、いろいろ調査していただきながら、先ほど町長さんも言われましたけどいろんな経費のこととかいろんなこともありますので、できるだけうまくいくような施設の建築方法等々も研究していただいで進めていただければなあということを思います。

もう一つ、校舎、特に学校の校舎ですが、新たに建て替えようとする、町からの支出とそれから国からの補助というのが主な財源になると思うんですけども、その辺りについては町の財政を圧迫させずに、先ほど町長さんがちょっと民間もというお話もありましたけど、何かうまく財政を圧迫させないようにうまくお金を捻出するような手だてというのは何かあるものなんでしょうか。ちょっとその辺、私は暗いので、その辺をちょっとお聞かせ願えればありがたいと思います。何かうまくお金をとといいますか、財政を圧迫させないで公共施設を変えていく、建て替えるとか何かしていくような方法ってないか。ほかの自治体の何かこういう例とかないんでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（伏屋隆男君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長兼教育文化課長（天野富三君） お答えします。

学校施設についてはそっちのほうの補助メニューがありますので、そのメニューに沿った、いろんな建て替えにもいろんな統合とかいろいろありますんで、そのメニューに合致すればそのメニューを使わせていただくという格好になると思います。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから財政的な部分でちょっとお話のほうをさせていただきます。

今、天野部長からのお話がありましたように、国の補助金で教育関係の補助金を使いますと、その補助金の裏の部分というんですけども、残りの部分については起債等が借りられる状況になっています。起債メニューにつきましては、学校施設の関係とか防災関係でその起債メニューによっていろいろなお金の借りる限度とか交付税算入等がございますけど、そちらのほうもいろいろ調査しながら、一番町財政に支障のないメニューのほうを選択していければなあというふうに考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

そういういろんなところからお金をいただけるといいますか、補助していただけるような形を探っていただけるとありがたいと思いますが、例えばちょっと分からないですけど、笠松中学校の体育館がというときに、何かお金、クラウドファンディングじゃないですけどそういう

ようなとか何かいろいろ、それからこのプレハブ工法を研究、調べていたときに、何か民間とうまく抱き合わせてこう何か、何ていうんですかねあれは、リースみたいな形で校舎をとか、何かいろんな手だてがありそうだとことをちょっと見たんですけど、そういった何かこう、これから追求していけば、何かもうちょっとまだまだこら辺の研究の余地がひよっとしたらあるのではないかなあというふうにも思われるんですが、そんなこともちょっと思いながらまたいろいろ研究を進めていただけるかなあというふうに思います。

次、町民体育館の関係のことは今回補正予算のところに出ておりますので、現状とこれからの見通しはよく分かりました。

ほかにも老朽化が進む公共施設は多々ある中なんですけど、先ほど町長さんの御答弁の中にもありましたが、これから施設を統廃合といいますかね、複合施設みたいなのをどんどん考えて、私の質問は学校の校舎にちょっと集中してしまいましたが、それだけじゃなくて、その学校の校舎を建てて、その後建て替えて、またその後そこをうまく活用していく。元学校を統廃合とかさらには複合施設を何かうまく利用していけば、もっと補助金とかいろんな形のものを取れてとかということも考えてこの提案をしてきたわけなんですけど、そういった全体のグランドデザインを考えていかなければならないというふうに思っております。そのように町長さんも先ほど言われましたが、そういった何かチームといいますか、先ほどの答弁では教育関係のことだったので教育文化部長さんがちょっと答えられましたけど、そこがじゃなくて教育施設だけじゃなくて公共施設全体を見通した何かチームといいますか、何かそういうところで組織というか、そういうところで今後の15年後、20年後ということを検討するようなことというのは考えられていますでしょうか。何かそういうことを立ち上げるといいますか。もう既に立ち上がっているのかもしれませんが、何かそういうチーム全体で町の全体を考えて進めていくというような考えはございますでしょうか。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 今回、町民体育館をこれからどうするかということの調査結果に基づいて検討する。その中で、流れの中で、もちろんあそこを例えば建て替えるとなった場合、ほかの施設との複合というのも当然検討していかなくちゃいけませんので、もちろんそこでは我々今並んでいる人間だけでなく、もっと若い世代、多分10年、20年後も考えた視点ということで、そういったものでこれがプロジェクトになるのかどうチームになるか分かりませんが、そういう中でやっぱりいろんな先ほど議員がおっしゃられたようにPFIとかいわゆる民間の資本を活用したそういった方向も、特に体育館の場合は、学校のほうはなかなか難しい部分もあると思いますが、体育館のほうでしたらいろいろな手法があると思いますので、そういったものを調査・研究しつつ、実際に民間の事業者といろいろな折衝したり、またPRする、そういったものは考えているつもりです。まだ具体的にどうするかというのは、今度の調査結果を見て

判断したいとは思っております。

[1番議員挙手]

○議長（伏屋隆男君） 伊神議員。

○1番（伊神和弘君） ありがとうございます。

今の町民体育館に限らず、今後当然この役場庁舎も何でも老朽化していくのはこれは本当に考えられますので、そういったことも含めて、教育施設だけではなく公共施設全般について、今後20年、さらにもうちょっと30年のスパンでもう一度この公共施設等総合管理計画、これは平成29年に出来上がったものでして、もうかなり年月がたって、その間に社会情勢がいろいろ変わっておりますのでもう一度ちょっと見直していただいて、町全体を考えるチーム、何回も言いますがそういうところ、プロジェクトチームが分かりません、そういうものをもう一回ちょっと決めていただいて、そういうところで今後どうしていくか、ここは統合するとか複合でいくのだとか、そういうグランドデザインを描いていただけるとありがたいなと思っています。

いろいろ質問の中で、割と前向きなといいますか、これからちゃんと真剣にそこを考えていけないといけないという御答弁をいただきましたので、そのことを私たちも一緒に考えていきますので、ぜひぜひ今後も公共施設がうまく回っていきますように、改善されていきますように、いい施設になると思いますのでということで期待をして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伏屋隆男君） これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 第46号議案から日程第27 第72号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、第46号議案から日程第27、第72号議案までの26議案を一括して議題といたします。

第46号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり承認されました。

第47号議案 笠松町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての質疑を許します。
ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり同意されました。

第48号議案 人権擁護委員候補者の推せんについての質疑を許します。
ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり同意されました。

第49号議案 笠松町工場立地法に基づく準則を定める条例についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） 中身について何も問題はないと思うんですが、具体的に何か工場立地を求められるようなこととか、町としてこういうふうに工場立地を促進していきたいとか、そういう思いとかそういうふうな申立てとかいうのはあったんでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えいたします。

具体的にある企業さんのほうから工場の拡張の話をいただいております、その部分でこの規制の部分ですね、ここの部分がやっぱりちょっとネックになっているという御相談を受け

ているのもございました。そちらのお話もありまして、今回こういった要件緩和のほうをさせていただいている状況になります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） そういうことがあったということで、さっき質問の中で言ったんですけども、こういうことを受けて工場立地に関して笠松町としてはどういう方向で考えておられるのかということについて、答弁をお願いします。

○議長（伏屋隆男君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 税収を上げるためにも工場のみならず企業誘致というのは本当に重要だと思っているんですが、実は今までもいろいろオファーはあります、企業さんの。ただ笠松町は、御承知のように非常にまとまった土地がない。それこそ1,000坪の土地がないために、用意できないために、ここはちょっとということではほかのところに移られたということで、あと松枝のほうは土地はあっても調整区域という非常な大きな課題がある。この中でどうやったらいいのかという、土地を確保するということが我々としても大きな課題でありますので、また今後できる限りこういう今回の改正も含めて柔軟には対応して、1つでも2つでもせっかくオファーをいただいた場合、それを実現させたいと、そういう思いは強く持っているところであります。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

いろいろと規制があって、長年私もやっておりますので事情はよく分かっているんですが、ぜひとも前向きに進んでいっていただきたいと思います。お願いします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

第50号議案 笠松町議会議員及び笠松町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

田島議員。

○9番(田島清美君) 昨今、物価高騰ということで、ビラが7円73銭が8円38銭ということで、ちょっと上がっている。あと、ポスターのほうも、541円31銭が586円88銭ということで、物価高騰のあれで上げていただいているんですけど、勉強会のように議員とも話していたんですけど、これ25枚なんですね、ポスター。笠松町としては貼れるのは、1枚前もって出さなきゃいけないじゃないですか。これって25枚になっているんですけど、これは26枚にしてもらったほうがいいと思うんですけど、予備を入れていただきたいんです。細かいことを言って申し訳ないんですけど。その辺、どのような感じになるのでしょうか。

○議長(伏屋隆男君) 堀総務部長。

○総務部長(堀 仁志君) お答えをさせていただきます。

ポスターの公費負担25枚を26枚にということのお尋ねですが、一応これはポスター掲示場の数の分だけを公費負担するというような決まりがあります。それで、その予備の分が対象にできるかどうかというのは、またちょっと今後研究をさせていただきたいと思っております。現在は、そのポスター掲示場の枚数だけということで公費負担をしているという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長(伏屋隆男君) 田島議員。

○9番(田島清美君) 分かりました。

あとは前、雨風で取れてしまったりとかそういったことも多々ありますので、その辺もちょっと考えていただいて、ちょっと要望します。お願いします。

○議長(伏屋隆男君) ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり可決されました。

第51号議案 笠松町政治倫理条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

第52号議案 笠松町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「ありません」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり可決されました。

第53号議案 笠松町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

川島議員。

○8番（川島功士君） 今、その内容についてこういうふう to 充実していくというようなこともいいことだと思いますけれども、いわゆるお父さん職員とお母さん職員というのがお見えになると思うんですけど、どちらも同じように休業というのは今取れていると思いますが、具体的に実態はどのようになっておるんですか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） それでは、育児休業男女別で御報告をさせていただきます。

男性でいきますと、令和5年度中には2人の方が出産、奥さんが出産をされまして、そのう

ち1人の方が育児休業を取得しております。令和6年度につきましては、3人中2人が取得をしているという状況でございます。

女性の方につきましては、令和5年度は5人の方、令和6年度は4人の方が育児休業を取得しているという状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） 多分、男性だからということで休業が取りにくいということは多分もう大分解消しつつあるんだろうなというふうには思っておりますが、少ない職員数で日常の業務をこなしていただいているというのも理解しているところでありますので、お休みになられると、残った方に負担が行くということになっているんだろうなあということも理解しております。そのために、例えば派遣業務であったりを考えなきゃいけないという事態になっているということも補正予算の中にありますんで分かりますけれども、残った方々に対する手当というのは、国の制度がそういうふうにならないと町だけというわけにはいかないと思うんですけども、今後そういうことは流れとしてはどのように捉えておられますか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えをさせていただきます。

残された方に負担がかかるというようなことに関しましては、現実そういう状況になっている場合もありますし、その残ったメンバーで分担して業務をやるというようなこともあります。ただ、国の制度が今後その残った方に対しての制度が出てくるかどうかというのは不明でございますが、笠松町としましては、先日の間宮議員さんの一般質問でもお答えしたように働き方改革ということで、例えば宿直を委託するとかほかの業務を軽減するような努力をするとかDXを使って削減するとかということで、全体の中で業務を削減とか効率化を目指していくということも含めて、町は町としてそのようなことで進めていきたいと考えております。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

田島議員。

○9番（田島清美君） 以前、子どもさんを結構数か月過ぎると、出産すると、ほとんど3年間ぐらい育休が取れるじゃないですか。そういった場合、育休は取りたいんだけど、3年もたってしまうと、今の時代、業務がやっぱり進んでいってしまって、戻ったときにちょっと私は対応できんとかちょっとついていけないというような話も聞いたことがあるんですけど、今、当町ではそういった方というか復職してちょっと時代についていけないとかというような問題というのは過去ありましたか。

○議長（伏屋隆男君） 堀総務部長。

○総務部長（堀 仁志君） お答えさせていただきます。

直接そういう声を聞いてはいませんが、やはり何年か休みますと、例えばシステムとかが変わるということもございます。復帰したときに、例えば新規採用職員の方というのは、そういうシステムとかいろんな制度を研修する機会があります。その場にその育休復帰の方も出席をしていただいて覚えるということもありますし、もちろんその課内の中でバックアップ体制とかどうか教えて、また前のように復帰していただくというようなことも努めておりますというような状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 田島議員。

○9番（田島清美君） 国の制度がこのように育休を取って子育てを男女とも変わらずやっていくという整備、条例になって進んではいくんですけど、実際にやっぱりちょっと1年、2年を取ってしまうとブランクがあってというふうで悩まれる方も見えると思うので、そうなるちょっと本当なら2年取れるところを1年でやめておこうかというふうになってしまうといけないので、その辺はまた復帰したら今部長が言われたように丁寧に、ずっとまた元の職場に戻れるように、ぜひそういった体制で迎えてあげるように、よろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり可決されました。

第54号議案 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり可決されました。

第55号議案 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についての質疑を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

第56号議案 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議についての質疑を許します。

ありませんか。

[「ありません」の声あり]

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第57号議案 笠松町公共施設巡回町民バスの売買契約の締結についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

川島議員。

○8番(川島功士君) 新しいバスを2台買うということなんですけど、車種の選択肢がないという話は伺ったと思うんですけども、この後の議案の中にも修繕費が150万円ほど組まれています。毎回毎回、議会のたびに修繕費が入っているというようなイメージがあって、オートマチックであったりトランスミッションの部分であるというのが一番多かったんですが、それと4月からのダイヤを緩和したことによって大分運転が荒いというクレームも少なくなってきたということも含めると、修繕費用というのは減っていくと思われているのかということと、今までの修繕も含めて、バスの使用において何かそういうことを検討されて選定されたというようなことはあるのでしょうか。

○議長(伏屋隆男君) 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長(山内 明君) それでは、お答えいたします。

バスの修繕費減っていくかという点の御質問ですけれども、やっぱり巡回町民バスのほう、走行距離が非常に多うございます。新しい車両は令和3年の5月に導入しました車両ですけれども、ともに丸4年たっているところなんですけれども、もう34万キロ、28万キロという走行距離のほうをしております。やっぱり消耗品的な部分、オートマチックのクラッチとかそういった部分というのはやはり消耗的な交換が必要になってきますので、修繕費のほうで減っていくかという質問ですけれども、運転手さんともいろいろ協議しながら安全なランニングコストが長くなるような運転に努めていただくよう相談はさせていただいているんですけれども、なかなかこの部分はちょっと壊れたら修理しないと安全な運行管理ができないというところもございまして、そういった部分で修繕費のほうがかかってくるというところもございまして。

あと、バスの選定のほうなんですけれども、やっぱりこちらの日野ポンチョなんですけれども、こちらのほうが路線バスに限定した車種になっております。通常のマイクロバスと比べますと非常に耐久性が高い車種になっておりまして、そちらのほうの選定をさせていただいております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長(伏屋隆男君) 川島議員。

○8番(川島功士君) ありがとうございます。

大体答弁の内容はよく分かりました。ただ、その古いバスというのはどのように処分をする予定になっておられるか。30万キロぐらい走ったバスをさらに買っていただけるようなところはあるのでしょうかというようなことについてまず質問をします。

それと、運転手さん、バスのダイヤを改正したことによる運転手さんへの負担というのは確実に減っているというふうに考えてよろしいでしょうか。それが乗り心地であったり急発進だ

ったりということの減少ということにつながっているというふうに考えておられるかどうかについて質問いたします。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、お答えいたします。

バスの売却等についてです。

今回購入しましたバスを今後メインで走らせていただきまして、平成3年に2台購入していますものを予備車両として運行のほうをさせていただこうというふうに考えています。

今、予備車両で乗っています平成26年9月に導入しましたバス2台がございませけれども、一応こちらのほうはまた手続を踏みまして、公売等をさせていただければなあというふうに思っております。

金額的なところではございませけれども、令和3年に一度古いバスを売却しておりますけれども、こちらのほう10万円強というところでしたけれども、この場合、なかなかコロナでバスの需要がちょっと低かったというところもございませ。その前に平成26年に、こちらはかなり古いバスを売却したんですけれども、こちらのほうは280万という値段がついておりますので、そのときのバス需要にもちょっとよるかあというところもございませけれども、こちらのほう公売を進めていければなあというふうに思っています。

あと、運転手さんの負担軽減のほうですけれども、一応事業者さんとのいろいろお話しもさせていただいた中では、やっぱり負担が大分軽減した、前からお見えになった運転手さんも引き続き新しいバス会社に見えますので、その方も大分ダイヤが楽になったんで運転のほうも心に余裕を持ってやっているというふうに聞いておるところもございませ。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 高橋議員。

○4番（高橋伸治君） 以前一般質問で、町民バスについて、100円を稼ぐのに200円以上かかるということでやめたらどうかということと言ったら、町長さん、交通弱者のために維持していきたいということで、そのことは分かったんですが、今回バスを購入するときは前回購入したときよりどのくらいアップしているんですか、単価的に。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） お答えいたします。

ちょっと前回のバスの購入金額の正式な数字が今手元にはないところで恐縮ですが、一応前回は4,000万には収まっていたところではございませ。2台購入して4,000万以内では収まっていたんですけれども、今回4,480万強というところですが、そういったところで約1割ぐらいの車両価格の高騰があったのではというふうに考えておるところです。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり可決されました。

第58号議案 町道の路線認定についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

第60号議案 令和7年度笠松町一般会計補正予算（第6号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

川島議員。

○8番（川島功士君） 44ページの統計調査費ということなんですけど、これは国勢調査のことだったでしょうか、ちょっとお聞きします。

それと、47ページで土木費の中で内水浸水対策ということで土のうステーションをつけるということなんですけど、どのような土のうをどれぐらい、どこに置いていただけるんですか、質問します。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから44ページ、統計調査費についての答弁のほうをさせていただきます。

こちらのほう、補正させていただく金額につきましては国勢調査の事業費です。こちらのほ

うが確定になりまして、こちらの事業費を補正予算で要求のほうをさせていただいておるところでございます。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 私のほうから47ページの土木費の関係にございます内水浸水の関係でお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、7月17日の豪雨がございまして、その際に非常に被害が大きかったということもございます。それで今回につきましては円城寺地域、JRとバイパスの間、こちらにつきましてはふだんからよく冠水する地域でございますので、そちらのほうに設置をする予定をしております。土のう袋も一般的な土のう袋ではございませんが、UVカット、紫外線防止の関係の土のう袋を4か所に分けて置こうと思っております。

また、来年度以降につきましては、防災の関係と検討しながら、笠松町全域につきまして調査・研究しながら設置をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 川島議員。

○8番（川島功士君） ありがとうございます。

統計調査というのは、以前は全部職員とか調査員が現地へ赴いてやっておったのが、デジタルによる返信に変わってきておるんですけども、そういうことによる費用の変化というのはあるんでしょうか。国が言うのはやっぱり効率化ですとか費用低減のためにDX化を進めているんだと思うんですけども、笠松町に対してはどのような影響があつて、具体的に例えばデジタルを利用された方はどういうふう、どのぐらいの方がお見えになっておるのかというのは分かるんでしょうかということですね。

それとあと土のうステーションのほうなんですけれども、ぜひたくさんつくっていただきたいなということがあります。1軒に1個というわけにはいかないので、例えば結構本当に必要な人が取りに来るとあつという間になくなってしまふという状況にもなると思います。なので例えば砂を詰めて置いておくというのも一つの例ですけども、前にもお話ししたと思うんですけども水道とか水を入れればできるようなビニール袋を置いておくというのも一つの手かなあと。何も入れずにそっちに入れてくださいみたいな感じで。もちろん皆さんにお知らせはせないかんと思うんですけども、そういうことも考えていただけるとありがたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから国勢調査デジタル回答について御説明のほうさせていただきます。

前回より国勢調査でデジタル回答の導入が本格的にされまして、今回については国のほうも

かなりデジタル回答をしていただくように注力しているところでございます。笠松町におきましても、デジタル回答の窓口支援というところで、平日は役場庁舎内、あとは土・日、祝等につきましてはヨシヅヤの無印良品さんですね、あちらのほうで支援窓口のほうを設置して、デジタル回答に関してそういった方法等も丁寧に説明をさせていただこうと思っているところでございます。

人件費に関しましては、デジタル回答を進めるに当たっても、やはり調査区を一軒一軒回ってデジタル回答の案内とか紙の調査票等そういったものがかかりますので、人件費のほうが大きく減っているかというところにつきましては、今までと変わらないというような状況になっております。

あと、デジタル回答の件数のほうですけれども、今年度、今回やる回答につきましても、数字のほうは把握をできるというふうに聞いております。全体のデジタル回答件数のほうですけれども、ちょっと正確な数字は今持ち合わせておりませんが、おおむね約3割ぐらいがデジタル回答をしていただいたというふうに認識のほうしております。以上です。

○議長（伏屋隆男君） 田島建設水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 私からは、水のうステーションにつきまして御回答させていただきます。

こちらにつきましても、議員さんがおっしゃられますように、非常に高齢者の方にもそのほうが有利な部分がございますので、他の自治体等をこれから調査しまして、来年度に向けまして検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

田島議員。

○9番（田島清美君） 42ページの雑入のところの説明を聞きそびれたのか分からないんですけど、ここのプロモーショングッズ販売代金、結構すごい金額になっているのとトレカの事業協力金というので、すみません、ちょっと詳細を教えてくださいたいです。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから42ページ、雑入のプロモーショングッズ販売代金の金額についてちょっと御説明をさせていただきます。

こちらですけれども、プロモーショングッズのほう、今回の補正案件でいろいろつくらせていただく中での売上げ代金を想定しているところでございます。そちらのプロモーショングッズにつきましては、こういった売上げ代金を相殺させていただいて、一般財源とかそういったものを使わずに事業等を実施していきたいなというふうに考えておるところでございます。

○議長（伏屋隆男君） いいですか。

○9番（田島清美君） 大丈夫です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

竹中議員。

○3番（竹中光重君） 今、田島議員の質問の中で雑入からあって、私も46ページの6款 商工費、1項 商工費の3目 観光費の中の委託料というところで1,793万4,000円、プロモーション推進業務委託料というところがありますが、これが今かかる、部長さんから答弁がありましたプロモーショングッズに関わる内容で、ちょっといま一度内容を教えてください。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから内訳的なところの御説明のほうさせていただきます。

今回コラボグッズをつくらせていただく中で、そのグッズに係る経費、併せていろいろな制作に関します装飾品とかそういった広報等の経費のほうも含まれての委託経費というふうにしておるところでございます。

○議長（伏屋隆男君） いいですか。

○3番（竹中光重君） 結構です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

尾関議員。

○7番（尾関俊治君） 先ほどの川島議員の質問のところ、44ページ、2款 総務費、6項 統計調査費の1目 統計調査費なんですけれども、国勢調査ということを知りたいんですけども、これは統計調査員の人数と指導員の人数というのは今分かっているかどうかを聞かせていただきたいということと、職員と一般の方の割合といいますか、どのくらい職員さんがやられているかというのが分かれば教えていただければと思います。予定でも大丈夫です。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから国勢調査の調査員等の人数についてお答えさせていただきます。

まず国勢調査調査員のほうですね、調査員の人数なんですけれども、トータル107名のうち民間が10名ほどでした。10名ちょっとというところで申し訳ございません、正式な数字ではございませんが、指導員のほうが17名ということで、こちらのほうは全て職員が対応しているところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。

調査員なんですけれども、報酬に関して恐らく調査票1枚に対して幾らとか、基本的にこの金額があって調査票が1枚幾らとかあるんじゃないかなと思うんですけれども、例えば先ほど30%ぐらいのデジタル回答ということがあったと思うんですけれども、調査員の方はその30%に関しては審査はされない、チェックはできないということだと思んですが、そうなっても1枚の金額というのは変わらずということでもいいんですかね。例えばあと指導員に関しては、デジタルで来た場合というのは、全部指導員がチェックするという形になると思うんですけれども、結構そこは大変かなと思ったりするんですけれども、その辺のところを確認いただければというふうに思います。お願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 山内企画環境経済部長。

○企画環境経済部長兼企画DX課長（山内 明君） それでは、私のほうから国勢調査の調査員報酬等の積算等について御説明をさせていただきます。

調査員の報酬のほうですけれども、基本的にその調査区の基礎分配とあとは対象世帯、そちらのほうで金額が積算される形になってきておるところでございます。ですので、調査区の大小によって金額が少しずつ変わってくるかなというところではございます。

あと、デジタル回答においてのその審査云々の御質問ですけれども、確かに調査員のほう、デジタル回答の審査はできませんけれども、デジタル回答におきましては調査が正しくないと前に進めない状況になっております。記入漏れとかそういった部分というのは大分この部分で省かれるところがございますので、そういった形で調査員の審査が必要がないという形ですけれども、その分指導員につきましては中身の整合性、そういった部分を点検していただくというような形になっておるところでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（伏屋隆男君） 尾関議員。

○7番（尾関俊治君） ありがとうございます。

そうですね、一緒ですね、前と。

例えば指導員が職員さんということだと思あるので、それを例えば職務中にやることは多分まずいかなと思いますので、報酬が出ると思いますので。そこをやはり業務中やっているという場合もあるかもしれませんので、それだけは気をつけていただいて、時間外にやっていただけるかと思っております。ごめんなさい、以上です。

○議長（伏屋隆男君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

第61号議案 令和7年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

第62号議案 令和7年度笠松町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

第63号議案 令和7年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。

ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午前11時43分